

弁護士
による

交通事故相談・ 示談あっせん



無料

法律相談

どんなことを相談できるの？

- 賠償責任者の認定 ●損害賠償額の算定
- 賠償責任の有無・過失の割合
- 損害賠償の請求方法
- 自賠責保険および自動車保険関係の問題
- 政府保障事業の手続き
- 示談の仕方や時効の問題など

次の事案は、お取り扱いできません

- 交通事故の刑事処分 ●交通事故の行政処分

相談日時をご予約の上、相談日には事故に
関係のある書類をお持ちください。

■交通事故証明書 ■相手方からの提出書類
(提示された示談金額の分かるものなど)

横浜相談所

横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館内
(公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部

受付時間 平日 / 9:30~17:00

電話 **045(211)7700** 神奈川県弁護士会内

相談日 月曜日・金曜日 / 13:15~15:45

火曜日・水曜日・木曜日 / 9:15~11:45、13:15~15:45
1回の相談30分以内

相談場所は裏面を
ご覧ください。

川崎相談所

川崎市川崎区駅前本町 3-1
NOF川崎東口ビル11階 (神奈川県弁護士会川崎法律相談センター)

受付時間 平日 / 9:30~17:00(火・木は19:30まで)
休日 / 13:00~17:00

電話 **044(223)1149**

相談日 毎月第2・第4水曜日 / 13:30~16:00
1回の相談30分以内

小田原相談所

小田原市本町 1-4-7
朝日生命小田原ビル 2階 (神奈川県弁護士会小田原法律相談センター)

受付時間 平日 / 9:30~17:00

電話 **0465(24)0017**

相談日 毎月第1・第3水曜日 / 13:30~16:00
1回の相談30分以内

横須賀相談所

横須賀市日の出町 1-5ヴェルクよこすか 3階
(神奈川県弁護士会横須賀法律相談センター)

受付時間 平日 / 9:30~17:00

電話 **046(822)9688**

相談日 毎月第2・第4金曜日 / 10:30~13:00
1回の相談30分以内

相模原相談所

相模原市中央区中央 2-11-15
相模原市中央区役所市民相談室 (市役所本館1階)

受付時間 平日 / 8:30~17:00

前の週の水曜日(休日の場合は前日)から先着順

電話 **042(769)8230**

相談日 毎月第2・第4月曜日 / 13:30~16:00
1回の相談30分以内

相模大野相談所

相模原市南区相模大野 5-31-1
相模原市南区役所市民相談室 (市南区合同庁舎 3階)

受付時間 平日 / 8:30~17:00

前の週の水曜日(休日の場合は前日)から先着順

電話 **042(749)2171**

相談日 毎月第3月曜日 13:30~16:00
1回の相談30分以内

橋本相談所

相模原市緑区橋本 6-2-1
相模原市緑区役所市民相談室 (シティ・プラザはしもと 6階)

受付時間 年末年始を除く毎日 / 8:30~17:00

同じ週の月曜日(年末年始の場合は前日)から先着順

電話 **042(775)1773**

相談日 毎月第1金曜日 13:30~16:00
1回の相談30分以内

座間相談所

座間市緑ヶ丘 1-1-1 (市役所内)
座間市役所広報広聴人権課

受付時間 平日 / 8:30~17:15 月初から先着順

電話 **046(252)8218**

相談日 毎月第3火曜日 / 13:30~16:00
1回の相談30分以内

示談あっせんをご希望の場合は裏面をご覧ください

交通事故の示談あっせんをご希望の方へ

示談あっせんには、面談相談を担当した弁護士からの紹介状が必要です。表面に記載の各相談所でご相談の上、弁護士にお申し出ください。示談あっせんの受付・話し合いは横浜相談所のみで行っています。

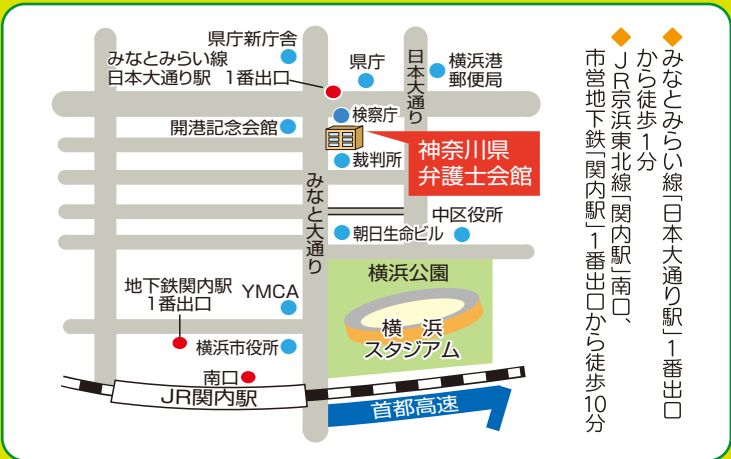
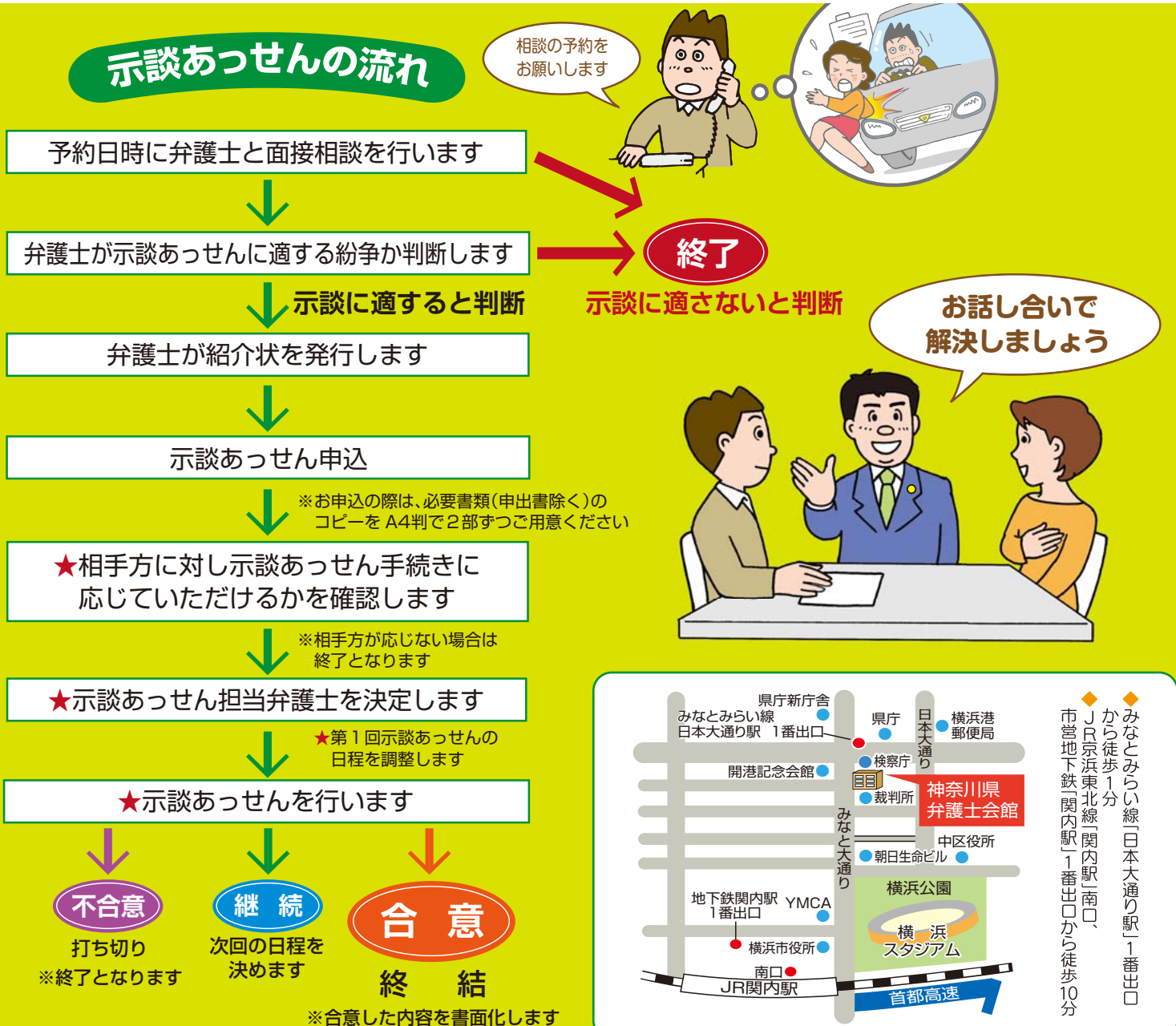
示談あっせんって？

損害賠償の交渉で相手方との話し合いがつかない時に、当センターの弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談が成立するようにお手伝いします。調停の民間版のような制度で早期の解決が期待できます。

必要書類

- 申出書 ■ 交通事故証明書 ■ 診断書、後遺障害診断書 ■ 治療費明細書(入通院日数、治療費・通院費のメモなど)
- 事故前の収入を証明するもの(給料明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、確定申告の写しなど)
- 相手方からの提出書類(提示された示談金額の分かるものなど)
- その他(差額ベッド代、付添日数・費用、修理費、家屋改修費、有給休暇日数、相手方加入保険内容のメモなど)

示談あっせんの流れ



- 示談あっせんは原則として3回以内です
- ★部分は当センターが行います

詳しくはお問い合わせください ☎045(211)7700
 (公財)日弁連交通事故相談センター 神奈川県支部
 〒231-0021 横浜市中区日本大通り9番地 神奈川県弁護士会館内

